

暮らしなるほどメモ

引っ越しシーズンに向けて

住所変更などの届け出窓口を延長

3月下旬～4月上旬は窓口が混雑するため、次の期間中、区役所での住所変更などの受付時間を延長します(篠路・定山溪出張所、各まちづくりセンターは通常通り)。月曜と金曜は特に混雑しますので、混雑時を避けてご利用をお願いします。



延長日時 3月29日(月)～4月2日(金)、4月5日(月)午前8時45分～午後7時。
対象業務 転入届、転出届、住民票・印鑑証明などの証明発行、印鑑登録、戸籍届、外国人登録申請など

詳細 市コールセンター ☎222-4894

引っ越したときは水道局へ届け出を

水道の使用開始・中止の届け出は、水道局電話受付センターにご連絡ください。ファクスやホームページからも届け出ができます。

電話受付時間 午前8時～午後9時(年中無休)

詳細 水道局電話受付センター ☎211-7770

FAX211-7777

ホームページ www.city.sapporo.jp/suido/c01/c01third/05.html

食の安全 食品表示を確認して 安心な食生活を

皆さんは食品を購入するときに食品表示を確認していますか？ 食品表示には食品をおいしく安全に食べるための情報が満載です。しっかり確認して、食の安全への理解を深めましょう。

①原材料名

材料や添加物が重量の多い順に並んでおり、アレルギー物質である主要7品目※は必ず表示されています。
 ※小麦、卵、乳、エビ、カニ、そば、落花生

注意! 上記7品目以外のアレルギー物質は表示されないことがあるため、注意が必要です。

【食品表示の一例】

名称	洋菓子
①原材料名	小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆油含む)、鶏卵、香料
内容量	250グラム
②賞味期限	10.3.31
③保存方法	10℃以下で保存
製造者	(株)〇〇食品(札幌市〇区〇条〇丁目〇-〇)



②消費期限と賞味期限

消費期限は、安全に食べられる期限。品質の劣化が早い食品に記載します。賞味期限はおいしく食べられる期限。記載日を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

③保存方法

消費・賞味期限は、保存方法を守ったときの期限です。つい見落としがちな「保存方法」を正しく実行することで、おいしく安全に食を楽しめます。

詳細 食の安全推進課 ☎622-5170

市議会

委員会の主な活動状況 (1月11日～2月10日)

◆財政市民委員会

△1月22日V道央都市圏都市交通マスタープラン策定に伴う市民意見の募集について、市民まちづくり局から説明を受け、質疑を行いました。

◆文教委員会

△1月14日V「働き続けながら安心して子育てができるように学童保育の拡充を求める陳情」および「離婚後の共同親権と共同監護、親子の面会交流の法制化を求める意見書」の採択を求める陳情の初審査を行い、継続審査としました。

△1月15日V「未来の宝物」

である子どものために保育予算の大幅増額と現行制度の堅持・拡充を求める陳情の初審査を行い、継続審査としました。

◆建設委員会

△2月2日V札幌市道路維持管理基本方針(案)について、

建設局から説明を受け、質疑を行いました。

市議会ミニ知識

意見書・決議について

市民生活や市政に直接かわる問題があっても、市だけでは解決できないことがあります。このような場合に、国会や国などの関係機関に対処や改善を求めるため、地方自治法第99条に基づき意見書を提出し、市議会としての意思を表明しています。

このほかに、市議会の意思を対外的に表明するものとして決議があります。意見書と異なり法的な根拠はありませんが、議会の事実上の意思決定のひとつとされています。

なお、市議会ホームページ(www.city.sapporo.jp/090)では、可決された意見書・決議の全文を掲載しています。



詳細 議会事務局 ☎(211)3164